

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第13号））

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第16条〔略〕 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4〔略〕 （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第16条の2〔略〕 2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4〔略〕 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第30条〔略〕 2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として墨田区規則で定める額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4〔略〕 （パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第30条の2〔略〕 2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎と | 〔同左〕 第16条〔略〕 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4〔略〕 〔同左〕 第16条の2〔略〕 2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に、 <u>100分の117.5</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4〔略〕 〔同左〕 第30条〔略〕 2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として墨田区規則で定める額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4〔略〕 〔同左〕 第30条の2〔略〕 2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎と |

| | |
|--|--|
| <p>して墨田区規則で定める額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p> | <p>して墨田区規則で定める額に、<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p> |
|--|--|

第2条による改正（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例）

| 改 正 案 | 第1条による改正後 |
|--|---|
| <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第16条の2 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に、<u>100分の118.75</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として墨田区規則で定める額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> | <p>〔同左〕</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>〔同左〕</p> <p>第16条の2 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>〔同左〕</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として墨田区規則で定める額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>〔同左〕</p> |

第30条の2〔略〕

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として墨田区規則で定める額に、100分の118.75を乗じて得た額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3・4〔略〕

別表

表〔略〕

備考

1〔略〕

2 この表において「講師」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第11項に規定する講師をいう。

第30条の2〔略〕

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として墨田区規則で定める額に、100分の120を乗じて得た額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3・4〔略〕

別表

表〔略〕

備考

1〔略〕

2 この表において「講師」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第10項に規定する講師をいう。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。